

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	高知県安芸市

安芸市鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 高知県安芸市農林課
所 在 地 高知県安芸市矢ノ丸一丁目 4－4 0
電 話 番 号 0 8 8 7－3 5－1 0 1 6
F A X 番 号 0 8 8 7－3 5－4 4 4 5
メールアドレス norin@city.aki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	シカ、イノシシ、サル、カワウ、タヌキ、ハクビシン
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	高知県安芸市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	果樹	被害面積 53.00 a
		被害金額 262.10 万円
イノシシ	水稻	被害面積 10.00 a
		被害金額 9.10 万円
	いも類、豆類	被害面積 1.00 a
		被害金額 3.90 万円
	果樹	被害面積 40.00 a
		被害金額 84.00 万円
サル	果樹	被害面積 — a
		被害金額 — 万円
カワウ	川魚等	
タヌキ	野菜、果樹	
ハクビシン	野菜、果樹	

※被害の現状としては上記のとおりだが、それ以外にも被害が発生している。

(2) 被害の傾向

①シカ

シカによる被害は、ユズ、植林ともに剥皮被害、若芽の食害が特徴的であり、野菜類、水稻等、収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたっている。また、年間を通して被害は発生しており、被害区域は山間部を中心に広がっている。

②イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通して水稻、タケノコ、イモ類への食害があり、被害区域は安芸市全域において発生している。また、根の掘り起しや農地畦畔の崩し被害も発生し、生産者の耕作意欲の低下に支障を及ぼしている。

③サル

サルによる被害は、山間部を中心に果樹（やまもも、かき、くり等）の

被害報告がある。また、一部では住宅地での出没情報もあり生活環境への影響も懸念されている。

④カワウ

カワウによる被害は、アユ（天然遡上、放流）への被害が顕著であり、被害区域は、安芸川、伊尾木川となっており、アユの他、河川魚類への影響は深刻化している。

⑤タヌキ・ハクビシン

タヌキ・ハクビシンによる被害は、野菜、果樹が中心となっており、中山間地域のみならず市内全域で発生している。

（３）被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
被害金額		
シカ	２６２．１万円	１００．０万円
イノシシ	９７．０万円	１０．０万円
サル	—	—
カワウ	—	—
タヌキ	—	—
ハクビシン	—	—
被害面積		
シカ	０．５３ｈａ	０．２０ｈａ
イノシシ	０．５１ｈａ	０．０８ｈａ
サル	—	—
カワウ	—	—
タヌキ	—	—
ハクビシン	—	—

※現状値については把握できている数値のため、実際にはこれ以上の被害があると考えられる。

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	安芸猟友会有害鳥獣捕獲隊による捕獲 近隣市町村との連携による広域捕獲 捕獲報償金制度の拡充	・ 狩猟免許所持者の高齢化による捕獲従事者の減少 ・ 有害捕獲従事者に対する支援拡大

	シカ 8, 000円 イノシシ 3, 000円 サル 15, 000円 タヌキ 1, 000円 ハクビシン 1, 000円	
防護柵の設置等に関する取組	防護柵等設置に対する補助 H30年度 L=19, 446m R元年度 L= 8, 088m R2年度 L= 9, 486m	一帯を囲んで設置する地域が増えているが、個別での設置が多いため、近隣に被害が及んでいる。共同防除の推進が必要である。

(5) 今後の取組方針

- ・被害の軽減目標を達成するためには、更なる捕獲の促進が不可欠であるため、引き続き有害鳥獣の捕獲を促進する。（猟友会補助金及び捕獲報償金制度の継続、広域捕獲の実施）
- ・必要な防護柵については、引き続き防護柵の設置を促進する。（防護柵設置補助金制度の継続）
- ・狩猟者の高齢化による捕獲従事者が減少しているため、新たな従事者の確保・育成に取り組む。（狩猟免許講習会補助金制度の継続）
- ・県等が開催する捕獲技術講習会等に参加するなどして、捕獲従事者の捕獲技術の向上を図るとともに、新規狩猟者への技術の普及に取り組む。
- ・地域が主体となった被害防止柵を講じるため、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けて、新たな体制の整備を目指す。
- ・芸西村と連携して、シカの連携捕獲を毎年3月に実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①安芸市有害鳥獣被害対策実施隊

地域からの鳥獣被害の情報を収集し、効率的な捕獲方法を検討し、安芸猟友会有害鳥獣捕獲隊と情報共有をおこなう。なお、有害鳥獣被害対策実施隊員の体制、規模等については、8の(3)のとおり。

②安芸猟友会有害鳥獣捕獲隊

安芸市有害鳥獣被害対策実施隊や地域からの情報により効率的な捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	シカ イノシシ	猟友会に対する補助 狩猟期間外の捕獲報償金

	サル カワウ タヌキ ハクビシン	防除柵と組み合わせた捕獲 捕獲機材の導入
令和 4 年度	シカ イノシシ サル カワウ タヌキ ハクビシン	〃
令和 5 年度	シカ イノシシ サル カワウ タヌキ ハクビシン	〃

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
① シカ 捕獲頭数は、平成30年度331頭、令和元年度367頭、令和2年度見込344頭であり、平成28年度の459頭をピークに減少傾向にあるが、農林業被害は減少することなく依然として大きな被害が予想される。この点を鑑みて、捕獲計画頭数を400頭とする。 ② イノシシ 捕獲頭数は、平成30年度208頭、令和元年度269頭、令和2年度見込159頭である。令和2年度の捕獲頭数は異常値とみなし、平成27年度から令和元年度の過去5年間の平均捕獲数を算出すると233頭となる。今後も被害区域の拡大も予想されることから、捕獲計画頭数を250頭とする。 ③ サル 捕獲頭数は、平成30年度15頭、令和元年度24頭、令和2年度見込22頭と増加傾向にある。山間部だけでなく中部でも目撃情報があり、今後被害の拡大が予想されるので、状況を確認しながら捕獲に取り組んでいく。捕獲計画頭数は20頭とする。 ④ カワウ カワウによる魚類への食害が深刻な問題となっている。（捕獲実績：29年度8羽、30年度6羽、令和元年度5羽）令和3年度以降においても、継

続して取り組むこととし、カワウの捕獲計画頭数を２０羽とする。

⑤ タヌキ

近年、農作物被害もあり市街地への出没も急増したため、令和２年度の捕獲から報償金の対象とし、本格的に捕獲することとした。令和２年度の捕獲頭数見込みは、２３頭である。報償金の対象となり２年目であることを鑑み、捕獲計画頭数を令和２年度捕獲実績より増の３０頭とする。

⑥ ハクビシン

タヌキ同様、令和２年度から捕獲報償金の対象になり、多くの出没報告があることを鑑み、捕獲計画頭数を令和２年度捕獲実績（１１頭）より増の２０頭とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	３年度	４年度	５年度
シカ	４００	４００	４００
イノシシ	２５０	２５０	２５０
サル	２０	２０	２０
カワウ	２０	２０	２０
タヌキ	３０	３０	３０
ハクビシン	２０	２０	２０

捕獲等の取組内容

銃器・わなを用いて４月１日から１１月１４日にシカ、イノシシ、サル、カワウ、タヌキ、ハクビシンを対象として予察捕獲を行う。
対象区域は安芸市全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

特になし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし

４．防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	3 年度	4 年度	5 年度
シカ イノシシ サル タヌキ ハクビシン	金網柵 ワイヤーメッシュ柵 ネット柵 トタン柵 電気柵 L = 10, 000m	金網柵 ワイヤーメッシュ柵 ネット柵 トタン柵 電気柵 L = 10, 000m	金網柵 ワイヤーメッシュ柵 ネット柵 トタン柵 電気柵 L = 10, 000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 3 年度	シカ イノシシ サル タヌキ ハクビシン	地域が主体となった被害防止柵を講じるため、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり(エサ場の除去や草刈り等)に取り組む。
令和 4 年度	シカ イノシシ サル タヌキ ハクビシン	地域が主体となった被害防止柵を講じるため、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり(エサ場の除去や草刈り等)に取り組む。
令和 5 年度	シカ イノシシ サル タヌキ ハクビシン	地域が主体となった被害防止柵を講じるため、地域懇談会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくり(エサ場の除去や草刈り等)に取り組む。

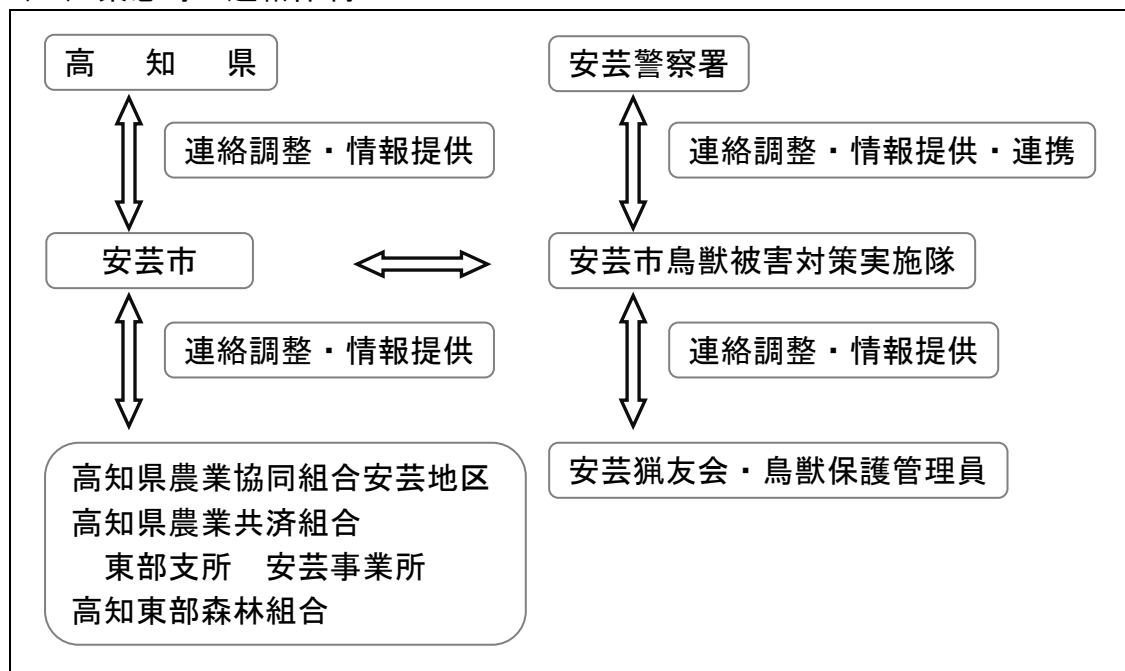
5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
安芸市鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、捕獲班の調整、出動
安芸猟友会	地域巡回、情報収集・提供
鳥獣保護管理員	地域巡回、情報収集・提供
高知県農業協同組合安芸地区	地域巡回、情報収集・提供
高知東部森林組合	地域巡回、情報収集・提供
安芸市	各関係機関との連絡・調整、情報収集、提供
安芸警察署	地域巡回、情報収集・提供、警戒、広報

高知県	各関係機関との連絡・調整、情報収集、提供
-----	----------------------

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

生態系に悪影響のない及ぼすことのない適切な方法で処理する。

- ① 適切な処理施設での焼却及び現場での埋設等
- ② 自家消費（食糧としての利用）

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

解体処理施設やジビエ料理店が近隣にないため、自家消費を主体とする。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	安芸市有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
安芸市農林課	事務局、防止対策の推進
安芸猟友会	被害状況等の情報提供、捕獲
高知県農業協同組合安芸地区	被害状況等の情報提供
高知東部森林組合	被害状況等の情報提供
芸陽漁業協同組合	被害状況等の情報提供
高知県鳥獣保護管理員	鳥獣保護における指導、助言
安芸森林管理署	国有林野における防止対策、情報提供
安芸農業振興センター	防止対策指導、助言

安芸林業事務所	防止対策指導、助言
鳥獣被害対策実施隊	地域巡回、情報収集・提供、広報、啓発、技術指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
高知県鳥獣対策課	鳥獣被害対策等に関する情報提供
鳥獣被害対策専門員	鳥獣被害対策等に関する相談・情報提供、技術普及等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置日：平成27年3月20日
任期：1年間または任命された年度中
構成：安芸市農林課職員5名
規模：民間隊員0名
実施隊が行う被害防止施策：集落点検見回り、生息・被害調査、広報、啓発、技術指導等
事務局：安芸市農林課中山間振興係

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地元と協力し、地域ぐるみでの防除事業の実施を検討していく。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村との情報交換により、効果的な捕獲、防止柵の確立を図る。
